

以下は、日本スポーツ協会(旧・日本体育協会)が制定している「倫理に関するガイドライン」です(全文は、同協会のインターネットで入手可能)。主に指導者向けの指針ですが、選手も、指導者一選手間、また選手同士、先輩-後輩の間等での、セクハラ、パワハラ等の被害を受けないよう、また加害者にもならないよう、このようなガイドラインがあることを認識し、倫理的な問題に対して自覚を持って行動しましょう。

もし、このような問題において、被害を受けた、またはその疑い・心配があるケースに遭った場合、あるいは他の人でそういうケースを見聞きした場合は、保護者、担任、信頼できる指導者などに相談しましょう。(注: 県体育協会、県ボート協会、日本ボート協会、日本スポーツ協会等も、(整備事項にあるとおり)選手が気軽に直接相談・苦情をもちかけられる相談窓口の整備を進めています、まだ整備・衆知が遅れているようです。)

※日本スポーツ協会への改称に伴い、更新されていますが、旧称での記述を紹介します。2018.7

公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン (抜粋)

平成16年4月1日制定
平成23年4月1日改定

〈趣旨〉
〈中略〉

I. 人道的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

(2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

(1) 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。

(2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

(3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。

(4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示すること。

(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

〈中略〉

(2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もある

ため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。

(3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4. 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

(1) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。

(2) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。

(3) プライバシー(個人的人権)の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

II. 不適切な経理処理に起因する事項

〈中略〉

III. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

〈中略〉

IV. その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

〈参考〉

ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本会加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

(1) 倫理に関する規程の整備

本会役・職員倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ることとする。

(2) 倫理委員会の設置(同委員会規程の整備)

(3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為やセクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、それぞれの事項の予防対策については、次の例を参考に考慮すること。

〈例：セクシュアル・ハラスメントの予防対策について〉

・方針明確化のための方法……方針については、諸規則等に明確に規定する。

・意識改革・啓発のための方法……各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関誌への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。

・相談・苦情窓口の設置のための方法……相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット等により図る。

・事後の対応方法……〈中略〉

(4) 不祥事発生後の処理 〈中略〉